

○松山衛生事務組合職員の特殊勤務手当に関する 条例施行規則

制 定 昭和 43 年 8 月 16 日規則第 1 号

改 正 昭和 44 年 3 月 31 日規則第 1 号 昭和 44 年 12 月 24 日規則第 4 号
昭和 45 年 12 月 25 日規則第 1 号 昭和 46 年 12 月 27 日規則第 3 号
昭和 47 年 12 月 28 日規則第 4 号 昭和 48 年 12 月 27 日規則第 2 号
昭和 49 年 12 月 27 日規則第 2 号 昭和 55 年 2 月 21 日規則第 1 号
平成 11 年 3 月 31 日規則第 2 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、松山衛生事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 43 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(作業指導員等業務手当)

第 2 条 条例第 4 条の規定に基づき支給する額は次のとおりとする。

区 分	金 額
(1) 作業指導員	1 日につき 4 0 0 円
(2) 作業長	1 日につき 3 6 0 円
(3) 作業主任	1 日につき 2 6 0 円

(準用)

第 3 条 この規則に定めのない事項については、松山市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和 42 年松山市規則第 9 号）及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和 36 年松山市規則第 2 号）を準用する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 43 年 7 月 1 から適用する。
- 2 作業職員が松山市下水道処理場において下水道終末処理作業に従事した期間については、第 2 条の規定にかかわらず日額 2 6 0 円とする。

付 則（昭和 44 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 1 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 44 年 12 月 24 日規則第 4 号）

この規則は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 45 年 12 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 46 年 12 月 27 日規則第 3 号）

この規則は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 47 年 12 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 48 年 12 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 49 年 12 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 55 年 2 月 21 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 55 年 1 月 1 日から適用する。

付 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。